奈良県告示第五百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　収納を委託した歳入

紀寺県営住宅、六条県営住宅、売間県営住宅、北和県営住宅、姫寺県営住宅、平城県営住宅、六条山県営住宅、稗田県営住宅、東高田県営住宅及び阿部県営住宅並びにそれらの駐車場の使用料並びに天理南県営住宅、橿原ニュータウン県営住宅及び山崎県営住宅の使用料で、次に掲げるもの

１　入居決定者が、入居する際納入する使用料

２　入居者又は駐車場を使用するものが、県の指定金融機関又は収納代理金融機関に納入していない使用料

二　受託者の名称及び所在地

名称　株式会社東急コミュニティー

所在地　東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

三　委託事務の取扱期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで